

四日市市告示第 1 4 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

四日市市長 森 智 広

1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称、所在地	
株式会社中部しんきんカード	愛知県名古屋市中区錦一丁目 4 番 6 号

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入の種類

博物館観覧料

プラネタリウム観覧料

3 指定納付受託者の指定をした日

令和 7 年 3 月 2 8 日

4 納付事務の遂行期間

令和 7 年 3 月 2 8 日から

（教育委員会事務局博物館）